

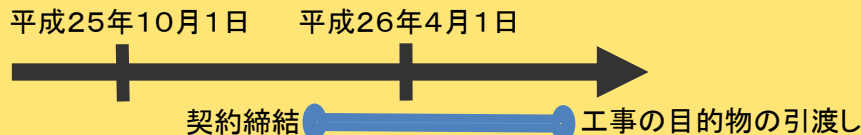
本件工事業者（特定供給事業者）

（対象となった事業者約410名）

※違反行為※

平成25年10月1日から平成26年3月31日までの期間に発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けた大工工事の代金について、消費税率8%が適用されるところ、一部の工事業者（本件工事業者）に対し、消費税率引上げ分を上乗せせずに支払った（注）。

（注）公正取引委員会の調査開始後、本件工事業者に対して、平成26年4月1日に遡って当該引上げ分相当額を支払った。



※消費税率5%で算出した工事代金のまま支払
→「買ったたき」に該当

消費税率は8%が適用

住宅の改築工事に伴う大工工事の代金について、消費税を含む額で定めている。



（不動産取引業、建築工事業等を営む事業者）
住友不動産株式会社（特定事業者）



平成25年10月1日から平成26年3月31日までに発注し、平成26年4月1日以後に引渡しを受けた工事の代金は、平成26年4月1日に引き上げられた消費税率が適用されます。



※勧告の内容※

- 本件行為が「買ったたき」に該当すること、今後、本件の違反行為と同様の行為を行わないことを取締役会の決議で確認すること
- 消費税転嫁対策特別措置法の遵守についての、行動指針の作成、定期的な研修及び定期的な監査を行うこと など